

2022年6月25日

会員登録及びクラブ加盟細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本オプティミストデインギー協会（以下「協会」という）定款第2章会員（法人の構成員）第6条による会員の登録及びクラブの加盟について定めることを目的とする。

(会員の年度)

第2条 会員の登録及びクラブの加盟年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員登録)

第3条 新たに選手会員及びアシスタントスタッフになろうとする者（以下両者を「新規会員」という）は、様式1により申込まなければならない。

第4条 前年に引き続き選手会員及びアシスタントスタッフ登録をしようとする者（以下両者を「継続会員」という）は、4月30日までに様式1により申込まなければならない。

第5条 賛助会員は、登録の申し込みをもって会員登録とする。登録期間は登録日から1年とし、毎年の登録とする。

第6条 登録会員に会員番号を発行する。登録会員には会員証は発行せず会員名簿を協会ホームページに掲載する。

第7条 選手会員は協会に加盟しているいずれかのクラブに所属しなければならない。会員の有効期間中にクラブの所属が変わった場合は速やかに登録の変更を申し出なくてはならない。

第8条 選手会員がそれまで所属していたクラブを辞め、他のクラブへの所属変更が決まるまでは、暫定的に個人会員として会員の資格は有効とするが、次年度の登録までに所属するクラブを決定しなくてはならない。

(登録期間)

第9条 新規会員の登録期間は、登録申込みが4月1日から12月31日の者は、登録申込の日から翌年3月31日までとし、1月1日から3月31日のまでの者は同年の3月31日までとする。

第10条 継続会員の登録期間は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、4月30日までに継続登録をしなかったものの登録期間は、継続登録の申し込みの日から翌年の3月31日までとする。

(会費等の額)

第11条 会費等の額は、次のとおりとする。

ア 選手会員の会費は、年額3,000円とする。

- イ 新規選手会員の入会金は 2,000 円とする。
- ウ アシスタントスタッフの会費は、年額 2,000 円とする。
- エ 新規アシスタントスタッフの入会金は 1,000 円とする。
- オ 賛助会員の会費は、年額一口 30,000 円とし、口数は制限しない。

(会費等の納入期限)

第12条 新規会員は、登録申込み時に入会金と会費を納入しなければならない。

第13条 継続会員は、継続登録申込み時に会費を納入しなければならない。

(クラブの加盟)

第14条 新たに協会に加盟しようとするクラブ（以下「新規クラブ」と言う）は、様式2により、クラブの会則を添えて申込まなければならない。

第15条 加盟には1名以上の選手会員と、1名以上のアシスタントスタッフを必要とする。

第16条 加盟承認または不承認はOP協会より連絡する。

(クラブの加盟費の額)

第17条 クラブの加盟費は、年額 15,000 円とする。

第18条 新規クラブの入会金は、15,000 円とする。

(加盟費の納入期限)

第19条 加盟を承認された新規クラブは、連絡を受けた日から20日以内に入会金と加盟費を納入しなければならない。

第20条 継続して加盟するクラブは、当該年度の4月30日までに加盟費を納入しなければならない。

第21条 理事会決議により会費等の免除、一部減免を行うことがある。

(附則)

- 1) この細則は、2022年6月25日から施行する。

(様式)

様式1 新規、継続会員登録申込書

様式2 新規クラブ加盟申込書

以上